

令和7年10月10日  
午前10時開会  
議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第75号 上天草市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 4 議案第76号 上天草市税条例及び上天草市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 5 議案第77号 令和7年度上天草市一般会計補正予算（第8号）  
日程第 6 議案第78号 令和7年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）  
日程第 7 議案第79号 財産の取得について
- 

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（14名）

議長 嶋元 秀司  
1 番 田 寄 清 勝                      2 番 柳 本 初 喜                      3 番 北 垣 洋  
4 番 井 手 口 隆 光                      5 番 何 川 誠                          6 番 塩 田 真 一  
7 番 何 川 雅 彦                      8 番 宮 下 昌 子                      9 番 西 本 輝 幸  
1 0 番 高 橋 健                          1 1 番 田 中 万 里                      1 2 番 桑 原 千 知  
1 3 番 田 中 辰 夫

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	坂本 公生
教 育 長	岩崎 宏保	総 務 部 長	前方 正広
経 済 振 興 部 長	本田 善生	建 設 部 長	岩永 裕一
市 民 生 活 部 長	藤川 勝利	健 康 福 祉 部 長	宮崎 誠吾

教 育 部 長	松尾 伸之	水 道 局 長	渡辺 政明
上天草総合病院事務長	山川 康興	総 務 課 長	海崎 竜也
財 政 課 長	中田 光治	会 計 管 理 者	山口 千重

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	荒木 勝樹	局 長 補 佐	山崎 大勝
参 事	荒木 莉佐	主 事	松田俊太朗

---

開会 午前10時00分

○議長（嶋元 秀司議員） おはようございます。

出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第6回上天草市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、7番、何川雅彦議員、8番、宮下昌子議員を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（北垣 洋議員） 改めまして、おはようございます。

10月3日に、議会運営委員会を開会し、令和7年第6回上天草市議会臨時会における議会の運営に関する事項を審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

提出された議案等は、条例2件、補正予算2件、その他1件、合計5件です。執行部からの説明を受け、慎重に審査しました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定いたしました。

会期は、本日一日とし、審議方法につきましては、議案第75号から議案第79号は、急施を要する案件でございますので、委員会の付託は省略し、本日の本会議で審議の上、質疑、討論を経て採決することに決定いたしました。なお、議案に対する質疑は、通告を不要とすることに決定いたしましたので、併せて御報告申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

**○議長（嶋元 秀司議員）** お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（嶋元 秀司議員）** 御異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日一日と決定しました。

---

日程第 3 議案第 7 5 号 上天草市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 7 6 号 上天草市税条例及び上天草市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 7 7 号 令和 7 年度上天草市一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 6 議案第 7 8 号 令和 7 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第 7 9 号 財産の取得について

**○議長（嶋元 秀司議員）** 日程第 3、議案第 7 5 号から、日程第 7、議案第 7 9 号までを一括議題といたします。上程議案の説明を求めます。

市長。

**○市長（堀江 隆臣君）** 令和 7 年第 6 回上天草市議会臨時会に提案します議案につきまして御説明をいたします。

今臨時会には、上天草市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど、条例議案 2 件、令和 7 年度上天草市一般会計補正予算（第 8 号）などの予算議案 2 件、財産の取得についてのその他議案 1 件を提出しております。

議案の詳しい内容につきましては、所管部長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議を頂きまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（嶋元 秀司議員）** 次に、執行部から、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

議案第 7 5 号を、副市長。

**○副市長（坂本 公生君）** よろしく願いいたします。

議案書及び説明資料の 1 ページをお願いいたします。

議案第 7 5 号、上天草市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

本議案は、本年 8 月の豪雨により甚大な被害を受け、現在まで休館が続いております松島総合運動公園について、復旧までの間も施設の安全管理や復旧支援、被害状況の把握など継続的な管理運営が必要であることを踏まえたものです。これらの業務は、施設の状況を最も把握をしてお

ります現在の指定管理者が引き続き担うことが、迅速かつ的確な対応につながると判断をいたしました。そこで、次期選定に当たりましては、公募によらず、現在の指定管理者を選定できるよう、指定管理候補者の選定の特例を拡充するものでございます。なお、松島総合運動公園の現在の指定管理者は、共同企業体祐和會でございまして、指定期間は、令和8年3月31日までとなっております。

提案理由といたしましては、今申し上げましたような公募によらない指定管理候補者の選定を可能とするためには、関係規定を整備する必要があることとございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（嶋元 秀司議員）** 議案第76号を、市民生活部長、お願いします。

**○市民生活部長（藤川 勝利君）** よろしく申し上げます。

議案書2ページをお願いいたします。議案説明資料2ページをお願いいたします。

議案第76号、上天草市税条例及び上天草市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、令和7年8月豪雨の被害者に対し、市民税及び固定資産税の減免を行い、経済的負担を軽減するため、関係条例の規定を整備するものでございます。

第1条による上天草市税条例の一部改正につきまして御説明いたします。

第71条第1項第3号の災害に係る規定は、上天草市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例により減免を行うことから、当該規定は不要となりますので、削除するものでございます。

次に、第2条による上天草市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部改正について御説明いたします。

単なる条文、条項の整理については、説明を省略させていただき、主な改正のみを説明させていただきます。

附則第3項は、豪雨により被害を受けた方に対する市民税の減免の特例を設けます。この特例は、発災日以後に納期限が到来する令和7年度の市民税を、合計所得金額に応じ、住家の判定が準半壊から中規模半壊の場合は、8分の1から2分の1までの間の割合で、大規模半壊の場合は、16分の3から4分の3までの間の割合で、全壊の場合は、4分の1から10分の10までの割合で減免するものでございます。

附則第4項は、豪雨により被害を受けた家屋に対する固定資産税の減免の特例を設けます。この特例は、発災日以降に納期限が到来する令和7年度の家屋に対する固定資産税を家屋の判定が準半壊の場合は、10分の2、半壊及び中規模半壊の場合は、10分の4、大規模半壊の場合は、10分の6、全壊の場合は、10分の10の割合で減免するものでございます。

附則第5項は、豪雨により被害を受けた償却資産の減免の特例を設けます。この特例は、発災日以降に納期限が到来する令和7年度の償却資産に対する固定資産税を、償却資産が全壊の場合

は、10分の10、修理の場合は、10分の5の割合で減免するものでございます。

附則第6項は、災害を受けた日から61日以内としている減免申請の提出期限について、災害等やむを得ない事情により、当該提出期限までに申請書を提出することが著しく困難である場合が想定されるため、当該提出期限の特例を設けます。この条例は、公布の日から施行し、令和7年8月10日から適用することとしております。

提案理由といたしましては、令和7年8月豪雨の被害者に対し、市民税及び固定資産税の減免を行い、経済的負担を軽減するため、関係条例の規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（嶋元 秀司議員）** 議案第77号を、総務部長、お願いします。

**○総務部長（前方 正広君）** 議案書5ページをお願いいたします。

議案第77号、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。なお、100万円以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ23億4,131万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を258億1,982万4,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費は、60（款）災害復旧費、15（項）公共土木施設災害復旧費の道路災害復旧事業補助事業のほか3件、15億1,690万6,000円を令和8年度へ繰越して事業を実施可能とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為の補正は、災害派遣職員用住宅賃借料のほか1件の債務負担行為の限度額を264万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第4表の地方債の補正は、災害復旧事業債を5億5,220万円増額し、起債限度額の合計を26億9,420万円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

10（款）市税、10（項）市民税、10（目）は、8月豪雨による市民税の減免に伴い、2,265万4,000円を減額するものでございます。

10（款）市税、15（項）10（目）固定資産税は、市民税と同様に、8月豪雨による固定資産税の減免に伴い、705万円を減免するものでございます。

65（款）国庫支出金、10（項）国庫負担金、20（目）災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費国庫負担金9億2,576万1,000円を増額するものでございます。

65（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金、20（目）衛生費国庫補助金は、災害等廃棄

物処理事業費補助金計9,155万3,000円を増額するものでございます。

70(款) 県支出金、10(項) 県負担金、10(目) 民生費県負担金は、災害救助費負担金計937万1,000円を増額するものでございます。

70(款) 県支出金、15(項) 県補助金は、1億4,613万8,000円を増額でございます。内訳といたしまして、15(目) 民生費県補助金が、地域支え合いセンター補助金461万円を増額するものでございます。25(目) 農林水産業費県補助金が、大雨営農再開支援事業費補助金1億4,152万8,000円を増額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

85(款) 繰入金、15(項) 基金繰入金、10(目) 財政調整基金繰入金は4億4,600万円を増額するものでございます。

99(款) 10(項) 市債、50(目) 災害復旧事業債は5億5,220万円の増額でございます。内訳といたしまして、農地等災害復旧事業2,000万円、林業施設災害復旧事業1,160万円、単独事業の道路災害復旧事業2,530万円、法定外公共物災害復旧事業3,340万円、補助事業の道路災害復旧事業3億8,600万円、補助事業の河川災害復旧事業7,590万円を増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

15(款) 総務費、10(項) 総務管理費、10(目) 一般管理費は1,711万7,000円を増額でございます。主なものといたしまして、災害派遣職員用車両レンタル料380万6,000円、災害派遣職員用の住宅賃借料331万1,000円などを増額するものでございます。

15(款) 総務費、25(項) 選挙費、10(目) 選挙管理委員会費は、投票用紙分類機購入費723万円を増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

20(款) 民生費、25(項) 災害救助費、10(目) 災害救助費は1,350万円の増額でございます。主なものといたしまして、地域支え合いセンター報償費112万5,000円、救助事務費消耗品費166万5,000円、避難所食品給与費のための食糧費238万4,000円などを増額するものでございます。

25(款) 衛生費、15(項) 清掃費、10(目) 清掃総務費は6,210万円の増額でございます。内訳といたしまして、損壊家屋等公費解体工事4,860万円、損壊家屋等解体補助金1,350万円を増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

35(款) 農林水産業費、10(項) 農業費、20(目) 農業振興費は2億170万8,000円を増額でございます。内訳といたしまして、被災農業ハウス解体撤去委託料308万円、大雨営農再開支援事業補助金1億9,862万8,000円を増額するものでございます。

45(款) 土木費、10(項) 土木管理費、10(目) 土木総務費は、災害等廃棄物処理業務委託料1億2,335万4,000円を増額するものでございます。

60(款) 災害復旧費、10(項) 農林水産施設災害復旧費は1億8,036万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目) 農業用施設等災害復旧費が、農地等災害復旧事業測量設計業務委託料6,100万円、排水機場仮設ポンプ設置委託料7,674万7,000円、今泉多目的集会施設災害復旧費業務委託料200万円、機械等使用料に2,000万円、大矢野川転落防止柵修繕工事250万円を増額するものでございます。20(目) 林業施設等災害復旧費が、林業施設等災害復旧事業測量設計業務委託料1,812万2,000円を増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

60(款) 災害復旧費、15(項) 公共土木施設災害復旧費は17億232万円の増額でございます。内訳といたしまして、10(目) 道路災害復旧費が、土砂等運搬処分業務委託料1億円、上天草市管内単独災害復旧工事2,543万6,000円、市道北野浦1号線ほか災害復旧工事11億5,959万5,000円、土砂等撤去負担金1億3,400万円を増額するものでございます。15(目) 河川災害復旧費が、がけ崩れ危険箇所調査設計業務委託料5,493万4,000円、黒仁田川ほか災害復旧工事2億2,835万5,000円を増額するものでございます。

60(款) 災害復旧費、30(項) その他公共施設等災害復旧費、35(目) 法定外公共物災害復旧費は、上天草市管内法定外公共物災害復旧工事3,350万円を増額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市一般会計補正予算(第8号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

**○議長(嶋元 秀司議員)** 次に、議案第78号を、健康福祉部長、お願いします。

**○健康福祉部長(宮崎 誠吾君)** おはようございます。よろしく申し上げます。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第78号、令和7年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について御説明いたします。

予算書15ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ726万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を47億5,330万5,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

10(款) 10(項) 国民健康保険税、10(目) 一般被保険者国民健康保険税は、医療給付費分現年課税分726万7,000円を減額するものでございます。

内容といたしましては、令和7年8月豪雨による災害の被災者に対し、国民健康保険税の減免を行うことで経済的負担の軽減を図る必要があることから、合計所得に関係なく、住家の被害判定に応じて減免を実施するものでございます。

歳出について御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

55(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、726万7,000円を減額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長(嶋元 秀司議員)** 次に、議案第79号を、総務部長、お願いします。

**○総務部長(前方 正広君)** 議案書の7ページをお願いいたします。

議案第79号、財産の取得について御説明いたします。

この議案は、長期避難に備えた避難所の環境改善のため、テント式パーテーション680個、折り畳みベッド680台及びスポットクーラー60個を取得するものでございます。それぞれの単価は、テント式パーテーション2人用が、税込み1万6,500円の600個、1人用が1万4,300円の80個、折り畳みベッドが1万2,100円、スポットクーラーが11万円でございます。

取得する物品は、9月議会で議決頂いた資機材倉庫に保管するほか、各避難所に保管可能な数量については、各避難所に保管する予定としております。

取得の相手方は、熊本市中央区神水2丁目6番7号、野々村ポンプ株式会社。取得価格は2,587万2,000円で、予定価格に対する落札率は、93.6%でございました。

提案理由といたしましては、財産を取得するには、上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長(嶋元 秀司議員)** 以上で議案内容の説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、議案第75号、上天草市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

11番、田中万里議員。

**○11番(田中 万里議員)** 3点ぐらいお尋ねしたいんですけど、これは、指定管理者の今回の災害において、多分仕様書の中にも、災害等の時には、特別にいろいろなことを認めるといのがうたってありますので、それにのっとって今回条例の改正ということだと思います。条例を改正することは、これ致し方ないことかなと思うんですけど、その条例を改正することによって、今後、今年度いっぱい指定管理料が来年度までになるということで、今現在アロマは使えない状態になっております。年間アロマの1年間の維持管理が3,600万ぐらいだったと思

いますが、指定管理者がそもそも施設の民間のノウハウを入れて、行政がするよりも、利活用してくださいというようなことで指定管理者になっているかと思うんですが、今使えない状態で、来年度おおよそいつぐらいまで指定管理をしていただくのか。

それと、今、普通の状態でアロマが使える状態で3,600万ぐらいの維持管理費が指定管理料で払われておりました。その部分については、今後、どのような方向性になるのか。その2点について、まず、お尋ねいたします。条例の改正については、もう致し方ないことだと思うんですけど、今後のことについて、教育のほうじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（嶋元 秀司議員） 教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） おはようございます。よろしく申し上げます。

復旧の見込みにつきましては、現在、復旧時期は未定でございます。復旧の完了した施設につきましては、順次、供用開始を進めていきたいと考えているところでございまして、施設の復旧工事を並行して行っていきますが、安全確保が確認できた施設等、テニスコート等々早急に復興をしていきたいと思っております。

それと、指定管理者につきましては、今後、祐和會と指定管理の候補について協議を行った上に、3月に上程をしたいと考えております。

○議長（嶋元 秀司議員） 11番、田中万里議員。

○11番（田中 万里議員） いや、私が質問したことと全然答弁がかみ合っていないので、もう一度お尋ねします。

要するに、今回は、条例を改正して、本来3月31日までの指定管理の期間を、特例の条例を定めて、こういう状態ですので、指定管理の更新をしないと。そして、今の指定管理者がそのまま恐らくならないかと思いますが、その期間ですね。その期間等は、今回条例を改正することによって、どのぐらいの予定でなるのかということ。

それと、委託料が年間3,600万かかっております。その委託料というのは、維持管理、例えば、電気代、光熱費、合併浄化槽費、人件費がかかります。来年、この条例を改正することによって、更新することは私全然仕方ないと思います。その部分の予算措置というのは、どのようになるのかをお尋ねしたいんです。

○議長（嶋元 秀司議員） 教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） 予算措置につきましては、今年度同様、予算の措置をさせていただきたいと考えております。今申し上げましたとおり、祐和會を指定候補者として、今回、候補者と協議を行った上に、再度12月に申請を頂いて、1月に指定管理候補者選定委員会を開催して、候補者として設定をしていく予定でございますので、そのまま来年度、同様の予算措置をさせていただきたい。

○議長（嶋元 秀司議員） 教育部長、それから先の期間ということは答えられませんか。指定管理の期間のこと。

○議長（嶋元 秀司議員） 副市長。

○副市長（坂本 公生君） すみません。条例所管部として、答弁させていただきます。

最初に、田中議員が、更新をしないというお話ございましたが、今回の条例の趣旨は、あくまでその次年度、令和8年度4月1日からの指定管理者の更新に当たって、公募をしないというだけでございますので、更新自体は行うものでございます。まず、1点その点で訂正をさせていただきます。

あと、指定管理者の金額につきましては、当然アロマが、松島総合運動公園自体がこのような状況になってしまいましたので、当然、従前の指定管理業務とは全く違う業務で、提案理由のところでも申し上げましたが、主な業務といたしましては、壊れてしまっている建物自体の安全管理や、その復旧の支援とか、被害状況の把握という業務に重点を移したというところでございますので、そういった業務の洗い出し、そして、それにかかる費用というのを、現在、教育部で算定をいたしまして、次年度のその金額が幾らになるのかというのは、今はじき出しているところだと認識をしておりますので、金額はそのまま適用というよりも、当然金額を変えた形で、次の議会において議案として上がってこようかなと思っておりますのでございます。

○議長（嶋元 秀司議員） 11番、田中万里議員。

○11番（田中 万里議員） 今、副市長の答弁で、ある程度、今回の条例を変えることによって、この先の先行きというのが見えてきたんですけど、やはり何はともあれ、1日も早く復旧することが第一だと思います。

もう1点、今回、これで指定管理を公募を行わないで、今回今の指定管理者にそのまま、やはり今の指定管理者の中には、被害の状況というのは、なかなか分からないのではないかと私も思いますが、そこも含めて、来年度、今のような状態がまだしばらくは続くと思いますが、その場合の、例えば、そこで働いていた方たちとか、そのグラウンドとか施設を利用されていた市民の方たちが、今の状態でもあちこちに散らばって練習とかをされていると思うんですが、その辺の今後の見通しというのは、今回は、条例の改正でこういう事態になりますが、これをすることで、また今後の展開も広がると思うんですけど、その部分を説明をお願いします。

○議長（嶋元 秀司議員） 教育部長。

○教育部長（松尾 伸之君） お答えいたします。今言われたとおり、御存じのとおり、アロマの復旧状況は、いまだ未定ではございますが、先ほど申し上げましたとおり、テニスコート等は、洗浄あたりを進めたら使用が可能ではないかというような業者の判断がございまして、そちらのほうは、早急に進めて、テニスコートの開放からまず始めていきたいとは考えております。その他の施設は、使用が不可能でございますので、各施設をスポーツ協会等で判断頂きながら、いろいろ調整等をさせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（嶋元 秀司議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は可決することに決定しました。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第76号、上天草市税条例及び上天草市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は可決することに決定しました。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第77号、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

3番、北垣洋議員。

○3番（北垣 洋議員） 予算書の12ページと、健康福祉部の予算概要説明書1、2ページ、20（款）民生費、25（項）災害救助費、10（目）災害救助費の災害救助事務費の（4）災害避難所運営238万4,000円についてお伺いします。

ここに食糧費として1,390円とありますが、これは、人数を掛けてありますので、1食分の金額だとは思いますが、この事業の詳細と金額の根拠、算出方法はあるのか、お伺いします。

○議長（嶋元 秀司議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（宮崎 誠吾君） よろしくお願ひします。今申された1,390円なんですけども、それは、一日三食分の料金設定でございます。根拠といたしましては、災害救助法にのっとって算出しているものでございます。

○議長（嶋元 秀司議員） 3番、北垣洋議員。

○3番（北垣 洋議員） 答弁ありがとうございます。このホテルの事業者が、今回の災害時に、いろんな事業者が協力されたということをお伺いしていますが、このような災害時の避難

所として、事前に宿泊事業者や旅館組合との協定は結んであったのか、お伺いいたします。また、併せて結んでいなければ、やはり今後、こういった災害は、いつ起こるか分からない。災害が起きた際に、このような協定というのは必要だと思いますが、今後の方向性の部分で協議等はされたのか、併せてお伺いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 総務部長。

○総務部長（前方 正広君） 協定については、確認いたします。協定は必要だと思いますので、そこは確認して、必要な協定を進めたいと思います。ただ、今おっしゃった今後の災害が起こったときに対する協議ですね。それは、今のところ進んでいませんので、今回の災害復旧が終わった段階で、いろんな関係部署を含めてしっかり協議をしていきたいと思います。

○議長（嶋元 秀司議員） 3番、北垣洋議員。

○3番（北垣 洋議員） 今回、災害後に、こういった協議がなされたということで、やはり金額の面でなかなか事業者との折り合いがつかなかったということを経営者の方から聞いております。災害が起こってからでは、時間的に余裕がなく、きちんとした話合いができないと思いますので、先日の議会でも、ほかの地域からの応援に来られた職員等への給与の待遇面の条例改正が行われたと思いますが、事前に、もしものときのために、こういった体制づくりは必要なのかと思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） ほかに質疑はありませんか。

10番、高橋健議員。

○10番（高橋 健議員） お尋ねします。まず、確認からですね。再開支援事業補助金の1億9,862万8,000円と報告ありますけれども、これは、私の知る知識と確認したいと思うんですけども、この補助金に関しては、国が3割、県が2割、市が2割の総額が1億9,862万8,000円となっていると思うんですけども、当市の持ち出し分の2割負担分のときと3割負担分のときの、私の認識が合っているのかというのが1点。

市の持ち出し分が2割になったときの金額は幾らになっているのかというのと、3割負担した場合の金額は幾らになっているのかというのを恐らく検討されていると思いますので、把握されていると思いますので、よろしくお伺いします。

○議長（嶋元 秀司議員） 経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） お答えいたします。今、議員がおっしゃったとおり、今回の令和7年8月の大雨への再開支援事業につきましては、国が3割、県が2割、市が2割で、農家負担を3割という形で予定をしておるところです。今回の補助率の経緯に至っては、まず、被害の状況や規模が違うことにより総合的に判断したと県等から説明を受けているところでございます。

それと、予算関係ですけども、まず、2割の場合の市の負担といたしましては、5,440万という形になります。それと、3割にした場合は、それに2,720万円の予算が必要になってくるところでございます。

○議長（嶋元 秀司議員） 10番、高橋健議員。

○10番（高橋 健議員） 今、私の認識を確認したんですけれども、他の自治体で、これに関して8割出している自治体があるという話を聞きます。確認はとってないんですけどですね。ただ、そういう話は、農業従事者の方々が逆に怒っていらっしやって、天草どうなっているんですかという話を私聞きますし、今回のこの議案の中に、この金額自体が恐らくその補助に当たるのであろうということで確認をさせていただきました。私、補助金を出すのは全然オーケーなんですけれども、他の自治体が、もし、8割で負担してあるのであれば、上天草の自治体も8割でやってほしいという考えでございます。当然、金額自体が変わってきますので、私、この補助金を出すことに関しては賛成なんですけれども、金額自体は、あと1割乗せたところでの修正案というのを出したんですけど、議会事務局、どんな形でやればいいでしょうか。

○議長（嶋元 秀司議員） すみません、高橋議員、あと1人質疑が手を挙げられておりますので、質疑の終わった後でお願いします。よろしいですか。

4番、井手口隆光議員。

○4番（井手口 隆光議員） すみません。質疑ということではありません。予算に関しては、しっかり把握されて計上されているものと理解しておりますので、よろしくをお願いします。

ただ、市民からの声で、復旧はどうなっているんですかということで、スケジュール的なことを聞かれるので、そこを確認したいんですが、私の説明では、災害の査定等が必要であれば、それを経過して発注することになりますので、結構時間がかかりますということでお答えしているんですが、お答えできる範囲で結構ですので、大ざっぱなタイムスケジュール的なことを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（嶋元 秀司議員） 建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） よろしくお願いいたします。

復旧の予定につきましてですけれども、補助に係る災害につきましては、10月から12月まで災害査定が現在組まれております。10月7日に第1回目の災害査定を受けたところです。10月における査定分につきましては、年内の発注を目指しているところでございます。その後の11月、12月に査定を受けた分、それから、単独災害や法定外の災害につきましても、順次、発注をしていきたいと今のところ考えておりますので、御理解頂ければと思っております。

○議長（嶋元 秀司議員） 4番、井手口隆光議員。

○4番（井手口 隆光議員） ありがとうございます。大変忙しい感じになりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

単独債の場合、特に、河川・水路あたりの復旧については、早期にお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（嶋元 秀司議員） それでは、先ほど、10番、高橋健議員から修正動議の提案がありましたので、暫時休憩をして再開したいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時45分

---

再開 午前11時04分

○議長（嶋元 秀司議員） 休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

10番、高橋健議員から発言の申出がっておりますので、発言を許します。

10番、高橋健議員。

○10番（高橋 健議員） 先ほどの大雨の再開支援事業補助金について、1億9,862万8,000円、市の持ち出しが、2割負担の場合と3割負担の場合をお聞きしまして、できれば私3割負担に上天草やってほしいという形で動議を出したいというところで話を申し上げまして、議長ともお話をさせていただきました。やはり私的には、今回、私が動議を出すことによって、私の動議が受入れられず、そのままの予算額でいった場合には、もう7割になってしまいますので、できれば私はやはり結果を出したい。そう思います。ですから、動議を今日提出することなく、逆に、執行部の方にお願ひがあります。先ほど、あと1割負担が増となった場合に、2,700万という回答だったんですけども、どう考えても計算が合わないの、そこら辺は置いときまして、ただ、天草市なんかと足並みをそろえて、できれば8割負担にしてほしいと。我々議員のところには、そういった要望、上天草どうなっているんですかというののかなり来ていると思います。私以外にもかなり来ていると思いますので、予算案としては、このまま通していただいて、ただ、金額、補助の割合に関しては、どうぞ執行部の皆様方に、もう1回再考をしていただきたいというお願ひに替えておきます。

以上です。

○議長（嶋元 秀司議員） 答弁はありませんか。

○議長（嶋元 秀司議員） 11番、田中万里議員。

○11番（田中 万里議員） 質疑の場でお願ひができるのであれば、私もお願ひをしたいことが山ほどあるんですけど、許可していただけますか。

○議長（嶋元 秀司議員） どうぞ。

○11番（田中 万里議員） 今回、農業者に対しての市の持ち出し分が2割から3割にしたかどうかという案です。3割出せるなら3割出したほうが、私は、農家の人たちが助かるので、いいんじゃないかとも思いますが、今回、農家だけじゃなくて、様々な業種の人たちにも被害が出ております。その部分との整合性、やはり商業の方たちも、まだ市からの補助等もない中で自力で頑張っていらっしゃる方たちもたくさんおられます。その部分も含めて、今回、高橋議員が言われたことで、執行部のほうでも協議をするのであれば、全体的にその辺をしっかり考えていただければなと思います。

それと同時に、今回、40数名の方が多分該当するのではないかと私の聞き取りでは伺ってお

ります。確かに大なり小なりの被害があるかと思えます。ならば、いっそのこと農家全体の発展につながるような、今度大なり小なりの被害を受けている方たちがたくさんおられますので、そこも含めて農業者支援ということで、しっかりと併せて考えていただければと思います。

以上です。

○議長（嶋元 秀司議員） 10番、高橋健議員。

○10番（高橋 健議員） ほかの商業者にどうのこうのって、私一言も言ってないんですよ。状態自体はあるんですけども、ただ、よその自治体と足並みをそろえてほしいという形での考えで検討してほしいというふうに伝えております。全体的なお金、災害でお金が必要なのももちろん分かっています。ですけども、そこら辺は、他の自治体との足並みをそろえて欲しい。よそが7割ならそれでいいんです。よろしくお願いします。

○議長（嶋元 秀司議員） 意見は分かりました。執行部から何かありませんか。

経済振興部長。

○経済振興部長（本田 善生君） 申し訳ございません。私の説明が不足しておりまして、被災農業者の営農再開につきましては、個人支援、それと併せて農業用施設、今回は、排水機場が7か所被災しております。その災害復旧に当たりましては、これから県営事業で進めていくような状況となっております。その中で、結局、災害復旧につきましては、原形復旧という形で基本なっているところでございます。それと併せて、今までの全国の災害を受けて、改良復旧という形で事業のほうも認められているところでございます。

その中で、災害復旧をするに当たっては、排水機場の電気系が今回浸水しまして、排水機場が停止をしたところでございます。その電気設備のかさ上げ、今回浸かった水位までは、災害復旧事業で可能となります。それ以上につきましては、関連事業といたしまして、事業を実施することができるんですけども、どうしてもその中で市の持ち出しが出てきますので、排水機場が7か所という形に復旧した場合には、被害がもう178億程という形で上がっております。そういう復旧をするに当たって、実際どのくらいの金額が必要になってくるか、ちょっと不透明な部分もありますので、相応多くの財源を必要とするようになっておりますので、その辺も含めたところで総合的に判断して、今回は、国3、県2、市2という形で予算計上をさせていただいたところでございます。

どうしても個人の農家の方に支援できればいいと思えますけども、全体的な営農再開に向けての排水機場の整備の予算にも莫大な費用がかかる見込みであることから、今回そのような形になったところです。ただし、他市の3割につきましては、令和2年7月の豪雨において、国のほうが5割、県が2割、市が2割という形で9割で、農家負担が1割という形となっております。私の推測ですけども、令和2年7月の豪雨において、9割負担をされたところの市におきましては、その辺の過去の事例も含めて、8割という形で補助して、農家負担が2割になったのではないだろうかと推測しております。

今後、それぞれ復旧に当たっては、いろんな財源が必要になってきますので、その辺のとこ

ろをしっかりと確保しながら、災害復旧に当たっていければと思っております。

○議長（嶋元 秀司議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は、可決することに決定しました。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第78号、令和7年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第（2号）についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第78号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は可決することに決定しました。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第79号、財産の取得についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第6回上天草市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時15分